

令和元年度 国道168号防災検討会（第1回）
説明資料
令和元年12月4日

（1）検討会規約について

現 行

国道168号防災検討会規約

(名称)

第1条 本会は、国道168号防災検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、国道168号（奈良県内の五條市以南）における防災点検の調査方法等を検討することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員を持って構成する。

(委員)

第4条 検討会に次の役員を置く。

委員長 1名
委 員 5名

(委員会)

第5条 検討会の開催は必要に応じ、委員長の発議により事務局が招集する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所並びに奈良県県土マネジメント部の共同事務局とする。

(その他)

第7条 検討会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

(付 則) この規約は、平成17年8月5日をもって施行する。
平成25年8月1日一部改正

改正案

国道168号防災検討会規約

(名称)

第1条 本会は、国道168号防災検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、国道168号（奈良県内の五條市以南）における防災点検の調査方法等を検討するや、道路事業に関する計画段階から事業実施段階における、現地の地形・地質特性等から想定される技術的課題を抽出し、留意事項や対応方法等を検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 防災点検の調査方法
- (2) 地形・地質特性等から想定される技術的課題
- (3) 上記(2)の課題に対する道路設計・施工上の対応方法
- (4) その他、検討会が必要と認める事項

(構成)

~~第4条~~ 検討会は、別表に掲げる委員を持って構成する。 2 委員長は検討会の議長を務め、会を総括する。

~~(委員)~~

~~第4条~~ ~~検討会に次の役員を置く。~~
~~委員長 1名~~
~~委 員 5名~~

(委員会会議)

第5条 検討会会議の開催は必要に応じ、委員長の発議により事務局が招集する。
2 検討事項より必要がある場合は、委員の申し出に基づき、委員以外の者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ~~検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所並びに奈良県県土マネジメント部の共同事務局とする。~~
検討会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所および奈良県県土マネジメント部の共同事務局とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

(付 則) この規約は、平成17年8月5日をもって施行する。
平成25年8月1日一部改正
令和元年 月 日一部改正